定期予防接種について

# 市が契約した医療機関以外で予防接種を受ける場合の 予防接種依頼書の発行と 接種に要した費用の一部助成制度 について

予防接種法に定める定期予防接種を"やむを得ない理由"で、市が契約する医療機関以外 (日本国内に限る)で受ける場合、予防接種にかかった費用の一部助成(払い戻し)制度を 利用できる場合があります。

制度を利用する場合は、事前に市が発行する「予防接種実施依頼書」が必要です。 下記に従い申請してください。

## 対象となる人

- ① 予防接種を受ける日
- ② 予防接種にかかった費用の助成金交付申請書を美濃加茂市に提出する日

## 両方において美濃加茂市民であり、次の(1)~(4)いずれかに該当する人

- (1) 里帰り出産により、産後5か月以内であり、かつ、予防接種を接種する時期に 美濃加茂市及び加茂郡以外に滞在している人
- (2) 当該予防接種を実施する時期に、医療機関等に入院又は入所している人
- (3) 疾病・障害及び高齢等の理由により、移動困難があり在宅療養している人
- (4) 学業、就業に伴い、住所地を離れた県外に居住している者
- (5) その他市長がやむをえない特別の事情があると認める者

## 助成金の額

## 助成金額 = 実際に接種に要した金額

ただし「美濃加茂市と一般社団法人:加茂医師会が締結した、予防接種に係る委託 契約の額」が上限です。なお、定期予防接種(B類疾病)は、市が定めた自己負担額を 差し引いた額になります。

## 助成を受けるまでのながれ

① 接種を希望する医療機関へ、希望する予防接種が接種可能かどうか確認した後、 美濃加茂市健康課へご連絡ください。

期間	やること
〜接種日の 4週間前	●希望する医療機関へ、接種が可能か確認の電話をする。 接種する医療機関等*1を申請者自身で探し、電話等で「接種したいワクチン名/回数*3」を伝えた上で、「岐阜県美濃加茂市が発行する予防接種実施依頼書と予診票を持参すれば、接種が可能か」を確認する。
	※1 接種担当医は次の条件1または条件2に当てはまる必要があります。 条件1:前年度に医療機関等の所在地の市町村が実施する予防接種を受託した医療機関に所属する医師であること 条件2:当該年度のいづれかの都道府県等が主催する広域化予防接種事業に実施協力医として登録されていること ※2 申請日から1年以内に接種するワクチンで且つ接種対象年齢内に接種する分のみ。 ※3 入所施設で接種する場合、接種医の所属医療機関名・医師名・郵便番号・住所・電話番号も確認してください。
	●美濃加茂市健康課へ電話で依頼する。 健康課総務係へ電話等で連絡し、市の契約外の医療機関で接種予定の「ワクチン名/回数」「医療機関名・医師名・郵便番号・住所・電話番号・その医療機関で接種する理由」を伝える。

### ②『予防接種実施依頼書交付申請書』の発行手続きを行ってください。

期間	やること	
〜接種日の 3週間前 -	<ul> <li>●美濃加茂市健康課へ申請手続き(窓口またはWEB)</li> <li>【申請するときに必要なもの】</li> <li>1. 美濃加茂市予防接種実施依頼書交付申請書(窓口申請の場合) ※申請用紙は窓口に用意してあります</li> <li>2. 母子健康手帳(高齢者は不要)</li> <li>3. 申請者の身分証明書         (マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関が発行した有効期限内の顔写。</li> <li>a. 法定代理人が申請する場合は、登記事項証明書が必要です。</li> <li>b. 申請者と本人との続柄によっては、その他の書類の提出をお願いする場合上記のa及びbに該当される場合は窓口申請のみとなります。</li> </ul>	

### ③ 必要書類が郵送で届きます。

期間	ながれ
〜接種日の 2週間前	●必要書類が本人(予防接種を受ける人)の居所へ届く  1. 美濃加茂市予防接種実施依頼書  2. ②で申請した分の全ての予診票(予防接種費用助成事業の対象接種である旨の押印つき) 上記2点が郵送で届きます。  ※2週間を過ぎても書類が届かない場合は、健康課総務係へご連絡ください。

#### ④ ②の申請の際に接種を希望した医療機関へ、接種の予約をしてください。

期間	間やること	
必要書類 到着後	●医療機関へ、接種の予約をする 医療機関等へ、申請者自身から電話等で接種予約をしてください。 ※予約時に、ワクチン接種にかかる金額をご確認ください。	

#### ⑤ 予約した医療機関で、予防接種を受けてください。

期間	やること	
接種当日	●予防接種を受ける 【接種する日に医療機関等へ持参する必要があるもの】 1. 美濃加茂市予防接種実施依頼書 2. ③で受け取った予診票~美濃加茂市の助成を認めた旨を示 3. 母子健康手帳(高齢者は不要) 4. 接種料金(一旦、全額自己負担でお支払いいただきます) 【接種後に医療機関等から受け取ってくるもの】 1. 予診票(写し) 2. 領収書 3. 診療情報明細書	まず印が押してあります~

### ⑥ 美濃加茂市へ、助成金の交付手続きを行ってください。

期間	やること
接種日から 1年以内 ※ただしインフルエ ンザ・コロナウイルス のワクチンは接種し た年度未まで	●美濃加茂市健康課へ助成金交付手続き(窓口またはWEB) 【申請するときに必要なもの】  1 美濃加茂市予防接種費用助成金交付申請書 ※窓口に用意してあります。WEB申請の場合は入力フォームに 入力いただければ省略できます。 2 領収書 3 診療情報明細書(医療機関から発行されなかった場合は応相談) 4 ⑤で使用した予診票(写し) 5 振込先の口座の通帳の表紙を開いた店番や口座番号が分かるページ(写し) 6 母子健康手帳(高齢者は不要)

#### ⑦美濃加茂市から『予防接種費用助成決定通知書』が届きます。

期間	ながれ	
手続きから 1カ月以内	●美濃加茂市予防接種費用助成決定通知書が本人の居所に届く	
いして 明代会会はの中華子はさけつファナ		

以上で、助成金交付の申請手続きは完了です。 後日、指定された口座に市が助成する金額が振り込まれます。



## 対象となる定期予防接種

A類疾病		
ロタウイルス	B型肝炎	小児の肺炎球菌
五種混合(DPT-IPV-Hib)	四種混合(DPT-IPV)	三種混合(DPT)
ヒブ(Hib)	不活化ポリオ(IPV)	BCG
麻しん・風しん(MR)	水痘	日本脳炎
二種混合(DT)	子宮頸がん(HPV)	
B類疾病		
高齢者等インフルエンザ	高齢者等新型コロナ	高齢者等肺炎球菌
高齢者等帯状疱疹		

#### 助成金を受け取ることができる人

## 予防接種を受けた本人 又は その保護者

#### 申請手続きができる人

- 1. 予防接種を受ける本人
- 2. 本人と住民票上、同一世帯である人
- 3. 法定代理人(成年後見人、代理権付与が認められた保佐人及び、代理権付与が認められた補助人)
- 4. 親族、その他の平素から被接種者の身の回りの世話をしている人(要相談)



〒505-0010

岐阜県美濃加茂市健康のまち一丁目2番地 みのかも健康プラザ内

美濃加茂市 健康課 総務係 TEL:0574-66-1360

